

## 航空無線通信士「法規」試験問題

20問1時間30分

A-1 次の記述は、航空移動業務の無線局の落成後の検査について述べたものである。電波法（第10条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第8条（予備免許）の予備免許を受けた者は、A、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びにB（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について登録点検事業者<sup>（注1）</sup>又は登録外国点検事業者<sup>（注2）</sup>が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、Cを省略することができる。

注1 登録点検事業者とは、電波法第24条の2（点検事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

注2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

A	B	C
1 工事落成の期限の日になったときは	計器及び予備品	その一部
2 工事が落成したときは	時計及び書類	その一部
3 工事が落成したときは	計器及び予備品	その全部
4 工事落成の期限の日になったときは	時計及び書類	その全部

A-2 次の記述は、航空移動業務の無線局の免許の有効期間について述べたものである。電波法（第13条及び第14条）及び電波法施行規則（第7条）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許の有効期間は、免許の日から起算して5年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- 2 無線局の免許状には、免許の有効期間を記載しなければならない。
- 3 義務航空機局の免許の有効期間は、無期限とする。
- 4 航空局の免許の有効期間は、3年とする。

A-3 次の記述は、送信設備に使用する電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波のA、B等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えてCを与えるものであってはならない。

A	B	C
1 周波数の偏差及び安定度	空中線電力の偏差	他の無線設備の機能に支障
2 周波数の偏差及び幅	高調波の強度	他の無線設備の機能に支障
3 周波数の偏差及び幅	空中線電力の偏差	重要無線通信に混信
4 周波数の偏差及び安定度	高調波の強度	重要無線通信に混信

A-4 次の記述は、航空無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。）の範囲について述べたものである。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

航空無線通信士の資格の無線従事者は、次に掲げる無線設備の操作を行うことができる。

- ① 航空機に施設する無線設備並びに  A  及び航空機のための無線航行局の無線設備の通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）
- ② 次に掲げる無線設備の  B  の技術操作
  - (1) 航空機に施設する無線設備
  - (2)  A  及び航空機のための無線航行局の無線設備で空中線電力  C  以下のもの
  - (3) 航空局及び航空機のための無線航行局のレーダーで(2)に掲げるもの以外のもの

	A	B	C
1	航空局、航空地球局	調整部分	500ワット
2	航空局、航空地球局	外部の調整部分	250ワット
3	航空局	外部の調整部分	500ワット
4	航空局	調整部分	250ワット

A-5 次の記述は、航空移動業務の無線局の運用について述べたものである。電波法（第52条、第54条、第55条及び第57条）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
  - (1) 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
  - (2) 実験等無線局を運用するとき。
- 2 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
  - (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信

A-6 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A  又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を妨害するような混信その他の  B  。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

	A	B
1	他の無線局	妨害を与えない機能を備えなければならない
2	他の無線局	妨害を与えないように運用しなければならない
3	重要無線通信を行う無線局	妨害を与えないように運用しなければならない
4	重要無線通信を行う無線局	妨害を与えない機能を備えなければならない

A-7 次の記述は、航空機局の運用について述べたものである。電波法（第70条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 航空機局の運用は、その航空機の  A  に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、電波法第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信（遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信をいう。）を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 航空局は、航空機局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している航空機局に対して、 B  ことができる。
- ③ 航空機局は、航空局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は  C  について、航空局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

	A	B	C
1	航行中及び航行の準備中	その妨害を除去するために必要な措置をとることを求める	使用電波の型式若しくは周波数
2	航行中及び航行の準備中	その運用の停止を命ずる	使用周波数若しくは空中線電力
3	航行中	その妨害を除去するために必要な措置をとることを求める	使用周波数若しくは空中線電力
4	航行中	その運用の停止を命ずる	使用電波の型式若しくは周波数

A-8 次の記述は、義務航空機局の無線設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第9条の2及び第9条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務航空機局においては、 A  その無線設備が  B  を確かめなければならない。
- ② 義務航空機局においては、 C  使用するたびごとに1回以上、その送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。

	A	B	C
1	その航空機の飛行前に	有効通達距離の条件を満たしているかどうか	2,000時間
2	毎日1回以上	有効通達距離の条件を満たしているかどうか	1,000時間
3	毎日1回以上	完全に動作できる状態にあるかどうか	2,000時間
4	その航空機の飛行前に	完全に動作できる状態にあるかどうか	1,000時間

A-9 次の記述は、航空移動業務の無線電話通信における呼出し及び呼出しの反復について述べたものである。無線局運用規則（第20条、第18条、第154条の2及び第154条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 呼出しは、 A  を順次送信して行うものとする。
- ② 航空機局は、 B  に対する呼出しを行っても応答がないときは、少なくとも  C  を置かなければ、呼出しを反復してはならない。

	A	B	C
1	(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 (2) こちらは (3) 自局の呼出符号又は呼出名称	3回以下 1回 3回以下	航空局及び他の航空機局 10秒間の間隔
2	(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 (2) 自局の呼出符号又は呼出名称	3回以下 3回以下	航空局 10秒間の間隔
3	(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 (2) 自局の呼出符号又は呼出名称	3回以下 3回以下	航空局及び他の航空機局 1分間の間隔
4	(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 (2) こちらは (3) 自局の呼出符号又は呼出名称	3回以下 1回 3回以下	航空局 1分間の間隔

A-10 次の記述は、無線局からの混信を防止するための措置について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、 A の伝送を行ってはならない（第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- ② 送信局は、業務を満足に行うため必要な B で輻射する。
- ③ 混信を避けるために、送信局の C 及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の C は、特に注意して選定しなければならない。

A	B	C
1 識別表示のない信号	十分な電力	無線設備
2 無線通信規則に定めのない略語	最小限の電力	無線設備
3 無線通信規則に定めのない略語	十分な電力	位置
4 識別表示のない信号	最小限の電力	位置

A-11 緊急通信は、どのような場合に、緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行われるか。電波法（第52条）の規定に照らし、最も適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合
- 2 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防する場合
- 3 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合
- 4 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合

A-12 次の記述は、遭難通信の取扱いについて述べたものである。電波法（第66条及び第70条の6）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信を受信したときは、 A 、かつ、 B に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- ② 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、 C を直ちに中止しなければならない。

A	B	C
1 できる限り速やかにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
2 できる限り速やかにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	すべての電波の発射
3 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
4 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	すべての電波の発射

A-13 航空局の免許状に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、正しいものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空局の免許状は、無線局の検査の際に検査職員の要求に応じて提示することができるように、適当な場所に保管しておかなければならない。
- 2 航空局の免許状は、受信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 3 航空局の免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 4 航空局の免許状は、当該無線局の無線設備の通信操作を行う場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。

A-14 次の記述は、総務大臣が行う無線局（登録局を除く。）の免許の内容を変更する命令について述べたものである。電波法（第71条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、 A  必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の  B  の指定を変更し、又は  C  の変更を命ずることができる。
- ② ①の規定により  C  の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

A	B	C
1 電波の規整その他公益上	周波数若しくは空中線電力	人工衛星局の無線設備の設置場所
2 混信の除去その他特に	周波数若しくは実効輻射電力	人工衛星局の無線設備の設置場所
3 混信の除去その他特に	周波数若しくは空中線電力	無線設備の設置場所
4 電波の規整その他公益上	周波数若しくは実効輻射電力	無線設備の設置場所

B-1 次に掲げる通信の通報のうち、無線局運用規則（第150条）の規定に照らし、航空機の安全運航に関する通信の通報に該当するものを1、航空機の正常運航に関する通信の通報に該当するものを2として解答せよ。

- ア 航空機の予定外の着陸に関する通報
- イ 航空機の運航計画の変更に関する通報
- ウ 航空機の移動及び航空交通管制に関する通報
- エ 至急に入手すべき航空機の部分品及び材料に関する通報
- オ 航行中又は出発直前の航空機に関し、急を要する気象情報

B-2 航空機の遭難に係る遭難通報に応答した航空局又は航空機局のとるべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第171条の3、第172条の2及び第172条の3）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 航空機の遭難に係る遭難通報に対し応答した航空局は、当該遭難に係る航空機を運行する者に遭難の状況を通知しなければならない。
- イ 航空局は、自局をあて先として送信された遭難通報を受信し、これに応答したときは、直ちに当該遭難通報を航空交通管制の機関に通報しなければならない。
- ウ 遭難通報を受信し、これに応答した航空局又は航空機局は、当該遭難通信の宰領を行い、又は適当と認められる他の航空局に当該遭難通信の宰領を依頼しなければならない。
- エ 航空機の遭難に係る遭難通報に対し応答した航空局は、遭難した航空機が海上にある場合には、直ちに最も迅速な方法により、救助上適当と認められる海岸局に対し、当該遭難通報の送信を要求しなければならない。
- オ 航空機局は、あて先を特定しない遭難通報を受信し、これに応答したときは、無線局運用規則第59条（各局あて同報）に定める方法により、直ちに当該遭難通報を通信可能の範囲内にあるすべての航空機局に対し送信しなければならない。

B-3 次の記述は、航空移動業務の無線電話通信において連絡設定ができない場合の措置について述べたものである。無線局運用規則（第156条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 航空無線電話通信網に属する責任航空局は、航空機局に対し、 ア  による呼出しを行っても応答がないときは、更に  イ  による呼出しを行うものとし、この呼出しに対してもなお応答がないときは、通信可能の範囲内にある  ウ  に対し、当該航空機局との間の通信の疎通に関し、協力を求めるものとする。
- ② ①により協力を求められた無線局は、速やかに当該  エ  その他適当な措置をしなければならない。
- ③ ①の責任航空局は、航空機局との連絡設定ができないときは、航空交通管制の機関及び当該航空機を  オ  に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。通知した後に連絡設定ができた場合も、同様とする。

1 運行する者	2 通常通信電波	3 当該通信網の捜索救難用周波数の電波
4 第1周波数の電波	5 すべての無線局	6 第2周波数の電波
7 航空機に関する情報の収集	8 航空機局に対する呼出し	9 所有する者 10 他の航空局又は航空機局

B-4 次の記述は、航空局等が航空移動業務の無線局相互間で行われる緊急通信を受信した場合の措置について述べたものである。電波法（第67条及び第70条の6）及び無線局運用規則（第93条及び第177条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 航空局及び航空機局は、無線電話による緊急信号を受信したときは、 ア を行う場合を除き、少なくとも  イ 継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- ② 無線電話による緊急信号を受信した航空局又は航空機局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- ③ ②の緊急通信が  ウ 行われるものでないときは、航空局及び航空機局は、②にかかわらず  エ の電波により通信を行うことができる。
- ④ 航空局又は航空機局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちに  オ に通報する等必要な措置をしなければならない。

- |                  |                        |       |
|------------------|------------------------|-------|
| 1 自局に対して         | 2 緊急通信に使用している周波数以外の周波数 | 3 5分間 |
| 4 遭難通信           | 5 航空交通管制の機関            | 6 3分間 |
| 7 自局の付近において      | 8 その航空局又は航空機の責任者       |       |
| 9 航空機の安全運航に関する通信 | 10 責任航空局が許可した周波数       |       |

B-5 次の記述のうち、電波法（第79条）の規定に照らし、無線従事者が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに、総務大臣から受けることがある処分に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者の免許の取消処分を受けることがある。
- イ 3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止する処分を受けることがある。
- ウ 期間を定めてその無線従事者が従事する無線局の運用を停止する処分を受けることがある。
- エ 3箇月以内の期間を定めて無線従事者が操作する無線設備の操作の範囲を制限する処分を受けることがある。
- オ 期間を定めてその無線従事者が従事する無線局の周波数又は空中線電力を制限する処分を受けることがある。

B-6 無線検査簿及び無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第39条及び第40条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 免許人は、使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から2年間保存しなければならない。
- イ 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容は、無線業務日誌に記載しなければならない。
- ウ 国際航空に従事する航空機の航空機局又は航空機地球局においては、無線業務日誌に記載する時刻は、協定世界時とする。
- エ 免許人は、使用を終わった無線検査簿は、遅滞なく総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- オ 免許人は、検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線検査簿又は無線局検査結果通知書の記載欄に記載するとともに総合通信局長に報告しなければならない。